

府設置の急速充電器利用における課金の開始について

平成 28 年 4 月 20 日
京都府環境部地球温暖化対策課
(課長 松田 075-414-4701)

京都府では、走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）の普及を促進するため、急速充電器を率先して整備し、無料開放してきたところですが、民間充電ビジネスの拡大や他自治体等の動向を踏まえ、府設置の急速充電器利用時において課金を実施することとしましたので、お知らせします。

なお、課金収入につきましては、急速充電器の維持管理に役立ててまいりますので、御利用の皆様にご理解をいただけるよう、周知についてよろしくお願い申し上げます。

1 開始日 平成28年6月1日(水)

2 対象機器 府設置の電気自動車用急速充電器 13基

	管内	設置場所	所在地	充電カード 対応	充電カードを利用 しない場合の対 応サービス
1	京都市	本庁（2号館前）	京都市上京区	○	エコQ電
2		府立体育館	京都市北区	○	ビジター充電
3	山城	まちの駅 クロスピアくみやま	久御山町	○	エコQ電
4		けいはんなプラザ	精華町	○	〃
5		イオンモール高の原	木津川市	○	〃
6	南丹	道の駅 ガレリアかめおか	亀岡市	○	〃
7		美山町自然文化村 河鹿荘	南丹市	○	〃
8		道の駅 丹波マーケス	京丹波町	○	〃
9	中丹	道の駅 農匠の郷やくの	福知山市	○	〃
10		綾部総合庁舎	綾部市	○	〃
11	丹後	宮津市民体育館	宮津市	○	〃
12		道の駅 丹後王国「食のみやこ」	京丹後市	○	〃
13		ショッピングセンターマイン	京丹後市	○	〃

3 利用方法

充電カードを利用 する場合	合同会社日本充電サービス（NCS）、自動車メーカー等が発行する充電カード（ICカード）を急速充電器の課金装置にかざして認証を受け、充電を行う
充電カードを利用 しない場合	㈱エネゲートの「エコQ電」（府立体育館を除く12基）又はジャパンチャージネットワーク㈱の「ビジター充電」（府立体育館）に予め登録して取得したパスワードを急速充電器の課金装置に入力して認証を受け、充電を行う

※詳細は裏面の関係企業ホームページを御参照ください。

(裏面あり)

4 料 金

○充電カードを利用する場合（一例）

	NCS		日産 スタンダードプラン	三菱	
	急速充電器用	急速・普通 併用		プレミアム	ベーシック
月会費 (税抜)	3,800円/月	4,200円/月	3,000円/月	1,500円/月	500円/月
都度利用料 (税抜)	15.0円/分	15.0円/分	無料	8円/分	12円/分
登録手数料 (税抜)	1,400円		1,500円	1,500円	

○充電カードを利用しない場合 540円/回（1回30分まで）

【関係企業ホームページ】

◇合同会社日本充電サービス

<http://www.nippon-juden.co.jp/>

◇エコQ電（株式会社エネゲート）

<https://qden.enegate.jp/hp/index.html>

◇ビジター充電（ジャパンチャージネットワーク株式会社）

<https://www.charge-net.co.jp/>